取　下　届

　　　　　　　 　 令和　　年　　月　　日

東広島市長 様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく次の届出は、次の理由により取下げます。

１　行為の場所

２　行為の種類

３　届出書提出年月日　　　　　　令和　　年　　月　　日

４　取下げの理由

（注）１　“取下げ”とは、届出書を提出しているが、「審査済通知書」が発行される以前に、届出者の意思でその届出書を取り下げることをいいます。

　　　２　「審査済通知書」が発行された後において、その行為を取りやめる場合には、「届出行為の取りやめ届」を提出することになります。